

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務を実施するにあたり、「ランドスケープ業務について専門的知見により総合的に判断できる統括能力」「公園施設や建築設計に関する高い知識」「植栽や生物多様性についての専門的知見」「計画段階から合意形成を図りえた経験をもつ町民協働及び官民連携の実績やノウハウ」「全体をとりまとめることができる高いランドスケープデザイン監修能力」等、高い技術力と経験が必要となる。設計業務の円滑な実施と当業務の整備目的の達成のために業務を行う最適な者の選定を、厳正かつ公平に行うため国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を調査及び審議し、当該業務にふさわしい業者を選定し、町長に対してその結果を報告するものとする。

- (1) 評価基準、選定方法等に関する事。
- (2) 参加資格の審査に関する事。
- (3) 技術提案書の審査並びに評価に関する事。
- (4) プロポーザルの特定に関する事。
- (5) その他必要と認めたもの。

(委員会)

第3条 委員は、別表1に掲げる者とする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に定める任務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を認め、説明または意見を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(設計業務の委託)

第7条 設計業務の委託は、原則として委員会が特定した受託候補者に対して行うこととし、その手続きについては、美波町財務規則及び美波町建設工事標準請負約款によるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の業務を処理するため、事務局を政策推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱の実施について、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表 1

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務
公募型プロポーザル審査委員名簿

番号	役職	氏名	職名
1	委員長	磯野晴幸	副町長
2	委員	岸本博志	政策推進課長
3	委員	濱 隆宏	建設課長
4	委員	近藤和人	産業振興課長
5	委員	外磯千博	日和佐うみがめ博物館館長代理
6	委員	曾我部昌史	美波町回帰率向上拠点計画検討協議会委員 神奈川大学教授